

平成 2 7 年 定例第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 9 月 4 日

閉 会 平成 2 7 年 9 月 1 7 日

新 得 町 議 会

平成 27 年定例第 3 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (27. 9. 4)

○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○諸般の報告(第 1 号)	5
○行政報告	6
○日程第 3 報告第 10 号	平成 26 年度財政健全化判断比率等の報告について	6
○日程第 4 認定第 1 号	平成 26 年度新得町各会計歳入歳出決算認定につ いて	7
○日程第 5 認定第 2 号	平成 26 年度新得町水道事業会計決算認定につ いて	7
○日程第 6 議案第 49 号	教育委員会委員の任命同意について	7
○日程第 7 議案第 50 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変 更について	9
○日程第 8 議案第 51 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につ いて	10
○日程第 9 議案第 52 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について ..	10
○日程第 10 議案第 53 号	個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に ついて	11
○日程第 11 議案第 54 号	町税条例の一部を改正する条例の制定について ..	13
○日程第 12 議案第 55 号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について...	14

○日程第13	議案第56号	へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について	15
○日程第14	議案第57号	産業振興基本条例の制定について	15
○日程第15	議案第58号	消防団条例の制定について	16
○日程第16	議案第59号	消防報償金条例の制定について	17
○日程第17	議案第60号	平成27年度新得町一般会計補正予算	18
○日程第18	議案第61号	平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算	20
○日程第19	議案第62号	平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	21
○日程第20	議案第63号	平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	22
○日程第21	意見案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	23
○休会の議決			23
○散会の宣告			23

第2日（27.9.15）

○開議の宣告	26
○諸般の報告(第2号)	26
○日程第1 一般質問	26
〔一般質問〕	
湯浅佳春議員 ・ 地域おこし協力隊について	26
長野章議員 ・ 空き家空き地対策は	29
・ 高齢者が安心して暮らせる町づくりを	32
佐藤幹也議員 ・ 屈足地区における地域創生専従職員の配置について	36
湯浅真希議員 ・ 平成27年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」 について	38
村田博議員 ・ 障がい児支援に対する利用者負担軽減について	41
○休会の議決	42
○散会の宣告	42

第 1 日

平成27年第3回新得町議会定例会（第1号）

平成27年9月4日（金曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	報告第10号	平成26年度財政健全化判断比率等の報告について
4	認定第1号	平成26年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
5	認定第2号	平成26年度新得町水道事業会計決算認定について
6	議案第49号	教育委員会委員の任命同意について
7	議案第50号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
8	議案第51号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
9	議案第52号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
10	議案第53号	個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第54号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第55号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について
13	議案第56号	へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
14	議案第57号	産業振興基本条例の制定について

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
15	議案第58号	消防団条例の制定について
16	議案第59号	消防報償金条例の制定について
17	議案第60号	平成27年度新得町一般会計補正予算
18	議案第61号	平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算
19	議案第62号	平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
20	議案第63号	平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
21	意見案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

行政報告

報告第10号	平成26年度財政健全化判断比率等の報告について
認定第1号	平成26年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成26年度新得町水道事業会計決算認定について
議案第49号	教育委員会委員の任命同意について
議案第50号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第51号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第52号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第53号	個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	産業振興基本条例の制定について
議案第58号	消防団条例の制定について
議案第59号	消防報償金条例の制定について
議案第60号	平成27年度新得町一般会計補正予算
議案第61号	平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算

議案第62号 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
 議案第63号 平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
 意見案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
 意見書

○出席議員（12人）

1番	長野	章	議員	2番	村田	博	議員
3番	湯浅	佳春	議員	4番	佐藤	幹也	議員
5番	貴戸	愛三	議員	6番	若杉	政敏	議員
7番	湯浅	真希	議員	8番	廣山	輝男	議員
9番	柴田	信昭	議員	10番	吉川	幸一	議員
11番	高橋	浩一	議員	12番	菊地	康雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教育委員会委員	長	浦	山	兼	一
監査委員	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総務課	長	武	田	芳	秋	行
地域戦略室	長	佐	藤	博	裕	之
町民課	長	渡	辺	裕	一	義
保健福祉課	長	坂	田	洋	隆	夫
施設課	長	鈴	木	隆	義	夫
産業課	長	鈴	木	義	貞	行
児童保育課	長	鈴	木	貞	俊	隆
町民課	長	若	原	俊	浩	之
産業課	長	福	原	浩	隼	人
産業課	長	佐	木	隼	和	彦
消防署	長	増	田	和	将	光
屈足支所	長	金	田	秀	利	雄
出納室	長	木	村	健	恒	雄
庶務係	長	小	林	恒		
財政係	長	桑	野			

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	齊	藤	仁				
学	校	教	育	課	長	石	塚	将	照
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎開会の宣告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成27年定例第3回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開議の宣告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番、湯浅真希議員、8番、廣山輝男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第3回定例町議会の会期につきましては、去る8月27日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から9月17日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から9月17日までの14日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの14日間と決しました。

◎諸般の報告(第1号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行政報告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 平成27年8月3日、第4回臨時町議会以降の行政報告をさせていただきます。

8月5日に、十勝新得バイオマスガスプラント安全祈願祭が開催されました。これにつきましては、本町で2カ所目になりますバイオマスガスプラントの建設にあたりまして、三友農場の敷地内で行われたものであります。

事業主体は十勝新得バイオガス株式会社、代表につきましては、三友農場の三部政幸氏であります。三友農場を含めた4法人、1個人の家畜ふん尿処理を行うもので、処理能力は成牛換算で1,500頭であります。工事金額については9億7,740万円、工期につきましては来年の10月31日であります。

ふん尿処理に伴いまして、環境問題も含めて地域での臭気対策にも相当の効果が持てるというふうに期待をしているところであります。

次に4ページまで飛びます。記載がない事項でありますけれども、9月1日に北海道教育委員会より、平成28年度公立特別支援学校配置計画につきまして、決定された旨の通知がありました。

内容につきましては、かねてより要望をしておりました、新得高校の空き教室を活用した特別支援学校の設置であります。職業学科として木工科1学級、定員8名、家庭科1学級、同じく定員8名の2学級でのスタートになっております。

なお、本年の10月1日から新得高校の校舎内に、職員2名体制で開校準備室が設置されます。

次に同じく記載がなくてたいへん申し訳ないんですけれども、9月2日に平成26年度各会計の決算に関して、監査委員から意見書の提出がありました。監査制度は町民のかたがたとの信頼を築く上で最も重要なことの1つと考えておりました。本監査にあたりまして、長い時間をかけて意見書を取りまとめていただきましたこと、あらためてお礼を申し上げるところであります。

なお、今議会の決算特別委員会において、各会計を審議いただくわけありますけれども、さまざまな視点から今後の行政執行のためのご意見をいただければと思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 報告第10号 平成26年度財政健全化判断比率等の報告について

◎菊地康雄議長 日程第3、報告第10号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項ならびに第22条第1項の規定に基づき、平成26年度財政健全化判断比率等の報告がありました。お手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第10号については、これをもって質疑を

終結いたします。

◎日程第4 認定第1号 平成26年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎菊地康雄議長 日程第4、認定第1号、平成26年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員、長野章議員と、議長を除く10名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については10名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第5 認定第2号 平成26年度新得町水道事業会計決算認定について

◎菊地康雄議長 日程第5、認定第2号、平成26年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員、長野章議員と、議長を除く10名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については10名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第6 議案第49号 教育委員会委員の任命同意について

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第49号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第49号、教育委員会委員の任命同意について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、新得町字上佐幌西1線87番地13にお住まいの、湯浅健氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めます。

湯浅氏は現在60歳で、この9月30日をもって任期満了となりますが、平成23年10月より1期4年間務めておられます。人格高潔にして教育に識見を有し、適任と存じますの

で、引き続き任命いたしたく議会のご同意をお願いするしだいであります。よろしくお願い申し上げます。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人でありますが、議長を除くと11人であり
ます。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員、4番、
佐藤幹也議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員を立会人に指
名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任命同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とす
る議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになって
おります。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	11票、
そのうち有効投票	11票、
無効投票	0票。
有効投票中 賛成	11票、
反対	0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第7 議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第50号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第50号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、ご説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

提案理由でございますが、議員年金の廃止に伴い、共済会に関する事務がなくなったことおよび道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合および南渡島青少年指導センター組合の脱退、とかち広域消防事務組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約第1条および別表第1を変更することにより、地方自治法第286条第1項および同法第290条の規定に基づき、議決を経ようとするものであります。

規約本文の説明朗読は、省略させていただきます。

2ページ目の、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第50号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第51号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第51号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

提案理由でございますが、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合および北十勝消防事務組合の脱退、とちかち広域消防事務組合の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の変更および規約を横書きに改めることにより、地方自治法第286条第1項および同法第290条の規定に基づき、議決を経ようとするものであります。

規約本文の説明朗読は、省略させていただきます。

附則といたしまして、第1項、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。ただし、別表の十勝の項の改正規定中「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除き、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、変更後の北海道市町村職員退職手当組合理約は、左横書きに改めることを規定しております。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
〔「なし」の声あり〕

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第51号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第52号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について

てを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第52号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

提案理由でございますが、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合および北十勝消防事務組合の脱退、とちかち広域消防事務組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1および第2を変更することにより、地方自治法第286条第1項および同法第290条の規定に基づき、議決を経ようとするものであります。

規約本文の説明朗読は、省略させていただきます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。ただし、「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」の脱退規定および「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除き、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第52号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号 個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第53号、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第53号、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

5ページ目を御覧ください。

下段の提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日から施行することに伴い、町が保有する特定個人情報の取り扱い等について必要な措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次の6ページを御覧ください。

改正内容であります。1. 第1条では、目的に番号法による「利用の停止」の規定を追加することを規定しております。

2. 第2条では、定義に番号法による「特定個人情報」および「情報提供等記録」の取り扱いについて条例に規定するため、新たに定義を規定しております。

3. 第7条では、特定個人情報の収集の制限については、第7条の2で別に定めようとするため、特定個人情報を除く旨を規定しております。

4. 第7条の2では、収集するときは、利用目的を明確にし、必要な範囲内での収集など、番号法の規定によるため、特定個人情報の収集等の制限について規定しております。

5. 第8条では、特定個人情報の利用および提供の制限については、第9条の2で別に定めようとするため、特定個人情報を除く旨を規定しております。

6. 第9条の2では、特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合に限り認められていることなど、利用の制限について規定しております。

7. 第9条の3では、特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合に限定していることを規定しております。

次のページを御覧ください。

8. 第10条では、番号制度は、オンライン結合が前提とされているため、特定個人情報について電子計算組織を結合する方法による提供の制限から除くことを規定しております。

9. 第14条では、本人参加の権利をより一層保護するため、特定個人情報について、本人および法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求等を認めていることから、「法定代理人」とある規定は「代理人」に改めることを規定しております。

10. 第27条の2では、個人情報および情報提供等記録を訂正した場合は、情報の照会者、提供者および情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣などに通知することを規定しております。

11. 第32条の2から第32条の7では、利用停止の請求、請求の手続き、実施機関の利用停止の義務および決定等、その期限などの手続きを規定しております。

12. 施行日は、平成27年10月5日としており、情報提供等記録に関する部分につきましては、平成29年7月をめぐとしております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

5ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成27年10月5日から施行するものであります。ただし、第2条第3号、第9条の2第2項、第27条の2および第32条の2第1項の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

(発言の訂正)

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第53号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎菊地康雄議長 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第54号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第54号、町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

13ページ中段の提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてですが、1点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、個人番号、法人番号に関する規定の整備について、記載の第2条から附則第22条までの改正を行っております。

14ページに移りまして、2点目は、法改正による条文の整備について。

3点目は、3級品に係るたばこ税の税率の特例の廃止について。

4点目は、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、および入湯税に関し、経過措置として番号法の規定による申請等の取り扱いの適用について。

5点目は、3級品に係るたばこ税の特例廃止に対し、激変緩和等の観点から税率の見直しとして、1,000本につき現行2,495円が、平成28年4月1日から2,925円に。平成29年4月1日から3,355円に。平成30年4月1日から4,000円に。経過措置後の平成31年4月1日からは一般品の税率を適用し5,262円となります。

また、不当利得の防止のため、手持品課税の実施について規定しております。手持品課税の税率については、特例措置の差額が税率となります。

4ページに戻っていただきまして、附則として、第1条では、施行期日を定めております。この条例は、平成28年4月1日から施行するものですが、記載の第2条から附則第7条に係るものについては、それぞれ番号法に規定する、平成28年1月1日より施行するものであります。

第2条では、町民税に係る経過措置を、第3条では、固定資産税に係る経過措置を、第4条では、軽自動車税に係る経過措置を定めております。第5条では、町たばこ税に係る経過措置として、さきほどご説明しました特例廃止に伴い、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの税率の経過措置を講ずるとともに、この間の手持品課税について定めております。

13ページに移りまして、第6条では、特別土地保有税に係る経過措置を、第7条では、

入湯税に係る経過措置を定めております。

第2条から第4条、第6条および第7条にある条項に対する規定は、番号法に規定する、平成28年1月1日から適用することとなります。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第54号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第55号、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第55号、手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページをお開きください。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、通知カードおよび個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容についてですが、1ページに戻っていただきまして、既存の11の項から36の項までを2項ずつ繰り下げ、新たに11の項に「通知カード再交付手数料1枚につき500円」を、12の項に「個人番号カード再交付手数料1枚につき800円」を加えるものであります。

なお、新規の交付に係る手数料は掛かりません。

附則といたしまして、この条例は、通知カードに係る規定については平成27年10月5日から、個人番号カードに係る規定については平成28年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号 へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定 について

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第56号、へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木児童保育課長。

[鈴木貞行児童保育課長 登壇]

◎鈴木貞行児童保育課長 議案第56号、へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目の上段の提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、へき地保育所の保育料の応能負担への統一を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の本文の改正点をご説明いたします。

第6条第1項中、保育料について「毎月7,000円の」を「別表に定めるところにより」に改め、新たに別表では月額で第1階層は生活保護世帯で0円、第2階層では市町村民税非課税世帯で3,000円、第3階層では市町村民税課税世帯で7,000円の3区分に、月額保育料を改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行月日を公布の日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木貞行児童保育課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第56号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号 産業振興基本条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第14、議案第57号、産業振興基本条例の制定についてを議題とい

たします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木産業課長。

[鈴木義夫産業課長 登壇]

◎鈴木義夫産業課長 議案第57号、産業振興基本条例の制定について、ご説明申し上げます。

3 ページ目の提案理由ですが、本町における経済的社会的環境に果たす地域産業の重要性に鑑み、地域産業の振興に関する施策を総合的に推進し、本町の経済の発展および町民生活の向上に寄与することを目的として、本条例を制定するものであります。

経過につきましては、4 ページの記載のとおりでございます。

1 ページ目に戻っていただき、内容をご説明いたします。

条例は前文および8条で構成されております。

前文では、本町は開拓以来、基幹産業である農林業を基軸に事業者が地域経済を支えながら今日まで発展してきたことを踏まえ、町民の生活向上と本町経済の発展のため、今後も事業者が意欲を持って活躍していけるよう、産業全体の振興施策を推進し、町民と共通認識を持ち、官民一体の取り組みによって、活力あるまちづくりを目指すとしております。

以下、第1条で目的、第2条で定義、第3条で基本理念、第4条で町の責務、第5条で事業者等の役割、第6条で町民の理解と協力、第7条で産業振興会議、第8条で委任について定めております。

次に附則として、この条例は、平成27年12月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木義夫産業課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号 消防団条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第15、議案第58号、消防団条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第58号、消防団条例の制定について、ご説明申し上げます。

5 ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、平成28年3月31日をもって西十勝消防組合が解散されることに伴いまして、平成28年4月1日から消防団に関する事務を町が継承するため、本条

例を制定しようとするものであります。

1 ページに戻っていただきまして、第1条では、消防団の設置、名称および区域ならびに消防団員の定数、任用、分限、懲戒、服務その他について定めることを目的としております。

第2条では、新得消防団と屈足消防団を設置し、出動区域と定員を規定しております。

第3条では、消防団長は町長が任命し、その他の団員は、町長の承認を得て団長が任命することを規定しております。

第4条では、団員になることができない欠格条項について規定しております。

2 ページをお開きください。

第5条では、消防団長の任期を4年と規定しております。

第6条では、降任または免職となる分限について規定しております。

第7条では、団員の退職について規定しております。

第8条、第9条では、懲戒処分について規定しております。

第10条では、消防団員が遵守しなければならない服務規律を規定しております。

第11条では、災害時の出動について規定しております。

第12条では、団員の報酬について規定しております。

第13条および第13条の2では、費用弁償の支給とその方法について規定しております。

第14条では、団員の被服の給与について規定しております。

第15条では、表彰について規定しております。

第16条では、公務災害補償について規定しております。

第17条では、退職した消防団員に支給される退職報奨金について規定しております。

4 ページをお開きください。

第18条では、規則への委任について規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議ほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第59号 消防報償金条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第16、議案第59号、消防報償金条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第59号、消防報償金条例の制定について、ご説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

提案理由でございますが、平成28年3月31日をもって西十勝消防組合が解散されることに伴いまして、平成28年4月1日から消防団に関する事務を町が継承するため、本条例を制定しようとするものであります。

前のページに戻っていただきまして、第1条では、目的について規定しております。

第2条では、報償金の授与について規定しており、第1項では、消防活動中に死亡またはけがをした場合に報償金を授与することを規定し、第2項では、殉職者および障害者の報償金の額について、金額を規定しております。第3項では、殉職者の遺族へ授与する場合の範囲を規定し、第4項では、非常勤消防団員賞じゅつ金との重複支給はしないことを規定しております。

2ページに移りまして、第3条では、対象となる報償金の授与の申請があった場合には、町長が審査することを規定しております。

第4条では、委任について規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議ほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第60号 平成27年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第17、議案第60号、平成27年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第60号、平成27年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,378万2,000円を追加し、予算の総額を81億6,351万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の廃止によるものでございます。

第3条は、地方債の変更によるものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正では、新得町農業協同組合への出資金について廃止をして

ございます。

次のページに移りまして、4ページから5ページの第3表、地方債補正では、4事業の追加、9事業の限度額の変更について計上してございます。

10ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費の一般管理費、12節、役務費、14節、使用料及び賃借料では、ふるさと納税管理システム導入に伴い、ふるさと納税決済等手数料の増額およびシステム使用料を新たに計上してございます。

18節、備品購入費では、社会保障・税番号制度用中間サーバー接続端末などの電算機器購入のため、庁用備品を増額してございます。

19節、負担金、補助及び交付金では、社会保障・税番号制度利用環境設備構築のため、自治体情報システム協議会負担金を、消防事務組合広域化用、被服・事務関係備品購入に伴う十勝圏複合事務組合負担金を、個人番号カード交付等関連経費として地方公共団体情報システム機構負担金をそれぞれ増額してございます。

財産管理費の15節、工事請負費では、屈足市街地において地縁団体よりご寄付をいただいた土地のがれき撤去などのため、屈足町有地整備工事費を新たに計上してございます。

企画費の13節、委託料では、インターチェンジ整備効果等資料作成業務を新たに計上してございます。

11ページに移りまして、上段の19節、負担金、補助及び交付金では、新得地区において従業員用住宅1棟8戸の建設が予定されていますので、定住住宅建設促進事業補助金を増額してございます。

諸費では、補助金精算による返還金確定に伴い、補助金等返還金を増額してございます。

戸籍住民基本台帳費の18節、備品購入費では、個人番号カード交付対応機器設置のため、庁用備品を増額してございます。

3款、民生費の福祉対策費、25節、積立金では、寄附金を財源として保健・医療・福祉基金積立を増額してございます。

28節、繰出金では、介護保険特別会計への基準繰出金を増額してございます。

1枚めぐりまして、12ページをお開きください。

児童福祉費では、財源の移動のみの補正でございます。

4款、衛生費では、財源移動のほか、環境衛生費の28節、繰出金において、簡易水道事業特別会計への補てん的繰出金を増額してございます。

6款、農林水産業費の農業振興費、21節、貸付金では、株式会社シントクアユミルクの設立による搾乳牛導入資金として、新得町農業協同組合へ貸付金を新たに計上してございます。

24節、投資及び出資金では、当初、新得町農業協同組合への出資を2カ年で予定しておりましたが、本年度において財源確保が見込めるため、追加出資を計上してございます。

13ページに移りまして、農村総合整備事業費は財源の移動のみの補正でございます。

7款、商工費では、財源移動のほか、商工振興費の1節、報酬では、産業振興会議委員報酬を新たに計上してございます。

観光費では、国民宿舎東大雪荘厨房等改修に伴う監理委託料、工事請負費をそれぞれ

新たに計上してございます。

1枚めくりまして、14ページをお開きください。

8款、土木費の道路新設改良費、15節、工事請負費では、佐幌1号線法面復旧工事費を新たに計上してございます。

総務費の28節、繰出金では、公共下水道事業への補てん的繰出金を減額してございます。

7ページ、歳入にお戻りください。

10款、地方交付税では、交付額の確定に伴い、今回、財源調整分のみ普通交付税を増額してございます。

14款、国庫支出金の民生費負担金では、介護保険料軽減事業に係る財源として、低所得者介護保険料軽減事業負担金および子どものための教育・保育給付費負担金をそれぞれ新たに計上してございます。

総務費補助金では、個人番号カード交付事業に係る財源として、事業費および事務費補助金を新たに計上してございます。

15款、道支出金の民生費負担金では、低所得者介護保険料軽減事業負担金および子どものための教育・保育給付費負担金をそれぞれ新たに計上してございます。

商工費補助金では、消費者行政推進事業補助金を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

17款、寄附金の社会福祉費寄附金では、社会福祉事業用として大阪府泉大津市北野秀幸氏以下387名のかたから、それぞれご寄付をいただきましたので、新たに補正をしてございます。

18款、繰入金では、起債予定額増加による財源移動のため、公共施設整備基金を減額してございます。

21款、町債では、限度額の確定などに伴う起債額の変更と、新たに適用見込みとなった事業について計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第61号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第18、議案第61号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第61号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万7,000円を追加し、予算の総額を6億5,709万1,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費、19節、負担金、補助及び交付金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修のため、自治体情報システム協議会負担金を新たに計上してございます。

4款、基金積立金では、低所得者介護保険料軽減事業等のため、積立金を増額してございます。

5款、諸支出金では、平成26年度分の被保険者保険料、介護給付費負担金などの精算に伴う返還金が生じたため、それぞれ増額をしてございます。

4ページ、歳入にお戻りください。

2款、国庫支出金では、システム改修に係る財源として、補助金を新たに計上してございます。

3款、道支出金、4款、支払基金交付金では、平成26年度分の介護給付費の精算に伴い、それぞれ増額をしてございます。

6款、繰入金では、低所得者介護保険料軽減事業の財源として、繰入金を新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時10分までといたします。
(宣告 10時59分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。
(宣告 11時11分)

◎日程第19 議案第62号 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第19、議案第62号、平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第62号、平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万6,000円を追加し、予算の総額を1億1,406万7,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費では、新屈足地区の配水管移設に伴い、工事費を増額してございます。

4ページ、歳入にお戻りください。

3款、繰入金では、今回補正の財源調整として、一般会計繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第62号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第63号 平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第20、議案第63号、平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第63号、平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、この補正予算は、第1条で歳入歳出の款項の区分ごとの金額を変更するものでございます。

第2条は、地方債の変更によるものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正では、1事業の追加、2事業の限度額の変更について計上してございます。

6ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費は、財源の移動のみの補正でございます。

5ページ、歳入にお戻りください。

4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整として、一般会計繰入金を減額いたしております。

7款、町債では、限度額の確定などに伴う起債額の変更と、新たに適用見込みとなった事業について計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第21、意見案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。
お諮りいたします。
本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。
よって、意見案第7号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎休会の議決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。
議案調査のため、9月5日から9月14日までの10日間、休会することにいたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。
よって、9月5日から9月14日までの10日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時15分)

平成27年第3回新得町議会定例会（第2号）

平成27年9月15日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

○出席議員（12人）

1番 長野 章 議員	2番 村田 博 議員
3番 湯浅 佳春 議員	4番 佐藤 幹也 議員
5番 貴戸 愛三 議員	6番 若杉 政敏 議員
7番 湯浅 真希 議員	8番 廣山 輝男 議員
9番 柴田 信昭 議員	10番 吉川 幸一 議員
11番 高橋 浩一 議員	12番 菊地 康雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜田 正利
教育委員会委員長	浦山 兼一
監査委員	下浦 光雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	田中 透嗣
総務課長	武田 芳秋
地域戦略室長	佐藤 博行

町	民	課	長	渡	辺	裕	之
保	健	福	長	坂	田	洋	一
施	設	祉	長	鈴	木	隆	義
産	業	課	長	鈴	木	義	夫
児	童	保	長	鈴	木	貞	行
産	業	課	佐	福	原	浩	之
産	業	課	佐	佐	木	隼	人
屈	足	支	長	金	田		将
出	納	室	長	木	村	秀	光
庶	務	係	長	小	林	健	利
財	政	係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	斉	藤	仁
学	校	教	石	塚	将
社	会	教	岡	田	徳
		育			彦
		課			
		長			

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 3番、湯浅佳春議員。

[湯浅佳春議員 登壇]

◎湯浅佳春議員 地域おこし協力隊について質問させていただきます。

1. 地域おこし協力隊について

本町においても、総務省の平成26年度資料によりますと、12名の地域おこし協力隊のかたがたが、日々新得町の振興のために、各分野において活躍をいただいているとのことで、たいへんありがたく思っているところであります。

この制度は、移住、定住施策の1つとして地域おこし協力隊員の定住化や起業化を目的として、1年以上最長3年まで国の財政支援がされる制度として理解しているところであります。

現状として、地元新得町の若い人たちでさえも仕事が少なく町外に出ている中で、新得町を盛り上げるためにも、たいへん大事な人材であると認識しているところであります。

家族を含めると、20人以上のかたが移住につながっているということです。

先日も、ある協力隊員のかたとお話しをさせていただいて思ったことは、本当に新得を愛していただいて、新得を盛り上げていきたいとの強い意志を感じたところです。

しかし、そういった反面、現状に少しの不満を感じたり、将来に不安を感じているかたもいらっしゃる聞いています。地域おこし協力隊隊員3年目のかたも数人いるということで、この事業について2点ほど、考えを伺いたいと思います。

1点目、平成27年度までの協力隊員の実績状況と、今後のこの事業に対する考え方について、お伺いいたします。

2点目、最大3年間の国からの支援終了後の町としての支援策について、具体的にお伺いいたしたいと思います。

特に2点目については、優秀な人材確保および定住につながるため、受け入れ企業の選定、確保など、どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

どうぞよろしくお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅佳春議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の制度につきまして、若干触れさせていただきます。この制度は、都市部に在住しているかたが、新得町のような過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図る制度であります。

本町では、平成25年度からこの制度を活用しており、現在は10名の隊員が活動をしているところであります。

その上で、1点目のご質問にお答えさせていただきますが、町の活性化状況と今後の考え方ということではありますが、現在の活動分野は、事業の拡大や新たな取り組み、町の課題解決などに向けた人材確保と育成を前提に活動に取り組んでいただいております。それぞれの事業の円滑な運営に寄与しております。

なお、家族を含めまして16名のかたが町内に在住しており、定住対策の面での効果や町民との交流も図られているものと考えております。

また、今後の制度の活用につきましては、これまでと同様に町づくりを進めていく上で、協力隊員の活動が必要な分野については、積極的な対応をしていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の活動終了後の定住につながる支援策についてであります。現在の活動が終了した後は、基本的には引き続きその活動の担い手として残っていただくこととしております。

なお、隊員の意向も踏まえた上で、活動先の事業者などと受け入れについての調整を図っていきたいというふうに思っております。

また、隊員自ら新たな起業を考えた場合は、商工業活性化事業補助など既存の制度の有効活用を含め、行政としても最大限の支援をしていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 3番、湯浅佳春議員。

◎湯浅佳春議員 今、明確な返答をいただいたところでありますけれども。

実は先日、9月12日付けの十勝毎日新聞によりますと、十勝の12市町村の中で、現在40人のかたが活動中とのこと。既に27人のかたが任期を終了し、その中で十勝に19人定住しているという報道がされておりました。

その中で特に上士幌町においては、11人中8人が定住されているということで、なぜかという、その背景には受け入れ先の仕事が明確にされていることが高い定住率の理由であるというような報道がありました。

新得町でも、受け入れ先の仕事の明確化、安定化に向けて町にぜひ強いリーダーシップと、バックアップ体制をとっていただければありがたいと思っております。そこら辺は、もしお考えがあればいただきたいと思っております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 今、湯浅議員から、新聞報道の話がありました。私も目を通させていただきました。

十勝管内のみならず、全道的にも相当数の自治体で取り組んでいるところであります。

て、とりわけ国の財政支援という点については、非常にありがたい制度かなというふうに思っております、その上で地域が求める人材、そして都市部に住むそれに応えていただける人材がいい形で実ってくれば本当にありがたいなというふうに思っております。

その上で、現実の問題の中でも、やはりなかなか状況によっては、ミスマッチというのも私自身も認識しているところでありまして、なんとかこのミスマッチというのをどう解消していくかというのは、きっと湯浅議員の指摘の1つかなというふうに思っております、行政としても最大限受け入れをしていただいている事業者、そしてわざわざ本町においでいただいた協力隊のかたがたとも、これからも事あるごとに双方お話しを伺いながら、議員からの期待に応えられるように、われわれも対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 3番、湯浅佳春議員。

◎湯浅佳春議員 もう十分返答いただいたのですけれども、1つ提案をしたいと思っております。新得町の協力隊員の中で、もう1人おられるというのですけれども、Uターンの事例があります。

新得からたくさん、いろんな都会に就職されて、もしかすると新得に帰りたい人もいるのかなと。また、親の都合であったり、本人の都合であったり、そういった人がこの協力隊の事業に乗れるのではないかなと、そんなような感じがあって、ぜひ町民にそういったことを周知していただいて、啓もう活動をやっていただいて、そういったかたにぜひお仕事も含めて、そういう機会があれば、そういったチャンスを与えてあげてはどうかと、そんなことをもう1つ、提案したいと思います。よろしく願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お話しの趣旨は、十分分かりました。その上で、われわれとしても最大限ピーアールというものは、やっていきたいと思うのですけれども。

その上で、やはり受け皿になっていただける企業等のかたたちの協力がないと、どうしても前に進まないという制度でありまして、われわれも当然受け入れをする側の行政の立場としても努力していきますけれども、あらためて各議員におかれましても、その受け入れというものにつきまして、町中の声というものを十分拾っていただいて、ぜひわれわれのほうにも届けていただければなというふうに思っております。以上であります。

[湯浅佳春議員 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で、空き家対策と、高齢者が安心して暮らせる町づくりについて、議論させていただきたいと思っております。

2014年11月19日に制定されました、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行されることになりました。このことから本町における空き家対策をどのように考えているか、お伺いをしていきたいというふうに思いますし、また高齢者が安心して本町で暮らしていくために、たいへん重要な課題であります除雪対策についても、お伺いしていきたいというふうに思います。

まず、1項目目なんですけれども、空き家空き地の対策の関係ですけれども。

1. 空き家空き地対策は

空き家等対策の推進に関する特別措置法がさきほども申しあげましたけれども、5月26日から全面施行される結果となりました。空き家に対する複数の法的権限が重なって行使される状態となっております。そこで、自治体の対応として次のことが考えられると思います。

空き家対策特措法だけで対応するのか。法律を中心に据え、それでは不足すると考える部分を条例で補完するのか。条例を中心に据え、そこに法律関係規定を取り込むとともに、法律では不足する部分を付加するのか。それから、既存条例を改正せず、法律と併用して運用されるのか。このようなことが考えられると思います。

本町でも空き家対策特措法の施行に合わせて、何らかの対応が必要ではないかなというふうに思うわけですが、対応しなければならないという確たる根拠はないのが今の実態かというふうに思います。そこで、本町の対応について、お伺いしておきたいと思うんですけれども。

本町の空き家対策では、ホームページに空き家バンクを載せ、管内的にも2番目の成功数を数え、空き家が再び暮らしの場としてよみがえっています。このように再びよみがえるケースと、本町では補助金を出して、解体撤去しているものもあると思いますが、特別措置法により本町での条例制定後どのようになるのか、お伺いします。また、現在の状況として、以下3点についてお伺いします。把握されている部分で結構ですので、お伺いしておきたいと思います。

本町における空き家空き地の実態はどういうふうになっているのか。それから空き家適正管理条例、これは仮称ですが、制定の考えはあるのかどうなのか。それから空き家等対策の推進に関する特別措置法の対応ですが、この特措法の対応をどういうふうに考えているのか。この3点についてお伺いをいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えします。

空き家空き地対策についてであります。全国的に管理がされない空き家が増え、防犯、衛生、景観などの面から、地域住民の生活環境に深刻な影響があることから、空き家の除去と活用を促進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年の5月26日から完全施行されました。

町内においても、相続を終えたものの、結果として利用されなかったり、町外転出などによる空き家が増えていることから、空き家の利活用と除去を進めるための条例をこの間検討しておりましたが、今回の法律がこれらを網羅しているというふうに考えておりました。現状では条例を制定せずに法律に基づく空き家対策を進めることとしております。

現在、庁舎内の関係する課による検討会議を開催し、空き家および除去した後の跡地に関する施策の検討と対策を計画的に実施するため、国の基本指針に即した空き家等対策計画の策定に向け、検討を進めております。

今後は、地域のかた、建築関係者のかた、福祉関係者のかたや防災などに関わるかたがたによる協議会を設置しまして計画策定とともに、空き家の除去と活用の施策に対するご意見を伺いながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。

若干重複しますが、その上で3点のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の本町における空き家の実態であります。空き家は市街地を先に調査を進めており、条件としておおむね1年以上の居宅、店舗の空き家を対象として町内会長さんの聞き取りや現地調査を行っております。結果、8月時点ではありますが、新得市街地区で52戸、屈足市街地区で37戸、合計89戸が空き家となっております。

農村地区においても、同様に8月時点ではありますが、確認できるものでは21戸が空き家というふうになっております。

なお、継続的な取り組みとするために、1年未満の空き家も今後調査することとしております。

なお、空き家が今後も利活用できるものか、あるいは廃屋として撤去していくものかにつきましては、今後の協議会を含めた中で議論を進めていきたいというふうに思っているところであります。

空き地につきましては、新得、屈足市街地で将来的な施設整備の候補地として、一定程度の面積がある空き地の調査を行っておりますが、全体を把握するまでには至っておりません。今後、必要に応じまして、把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の条例制定につきましては、さきほどお話ししましたが、現状では法律にのっとった中で物事を進めていった上で、条例の制定について必要か否かをあらためて判断をしていきたいというふうに考えているところであります。

3点目の空き家等対策の推進に関する特別措置法の対応についてですが、現在は、空き家空き地の情報提供や、空き家活用の支援および廃屋の解体撤去の支援を行っておりますので、空き家空き地対策の推進に向け、継続を基本として、現在の事業内容の充実に向けた検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ご答弁いただきました。条例制定の関係については、現在のところ考えておられないということですので、必要ないというふうに思っておられるのかなというふうに思いますけれども、今後の課題だという認識かなというふうに思います。

そこで、たいへん本当に本町にとって重要な課題であります空き家対策を進める上で、何点か提案をしていきながら、議論させていただきたいと思っておりますけれども。

空き家空き地の有効活用ですけれども、いろいろ町としてもいろんな手を打っていただいて、いろんなことをやっていただいておりますけれども、もし空いたならばということでお聞きいただければというふうに思いますけれども。

定住用の住宅として活用していくとか、それから空き家ではいきいきサロンですとか、そういうものに使っていただけたらとか、そういうことを考えてはどうかなというふうに思いますし、そのいろんなものによりけりというふうに思いますけれども、例えば福祉施設のケアハウスですとか、そういったものに使っていただけるのではないかとというふうに思いますので、これらも今、検討委員会で検討中ということですから、私がここで申し上げて何かの足しになればなというふうに思いますので、ぜひお聞き届けいただければなというふうに思っています。

やはり解体にかかる経費については今後も継続、一時やめたこともあったと思うんですけれども、継続をぜひ希望したいというふうに思います。

それで、次なんですけれども、空き家になれば活用方法というのはあると思うんですけれども、問題は空き家になかなかならないというか、それはなぜかという、いろんな思いがあって、なかなか整理ができないとか、親から引き継いだものでそこに住んでいない、例えば本町に住んでいない子どもさんが管理をするというふうになると、なかなか整理ができないということがあると思うんですよね。このお手伝いをなんとかできないものかなというふうに思うわけですけれども、勝手に物を投げてというわけにもいきませんし、そういうことにはなかなかならないのかなというふうに思いますので、できればそういったお手伝いの中で、ずっととは言いませんけれども、何年間かその荷物をお預かりするシステムを作ってやっちはどうかなというふうに思います。

それは、例えば5トンコンテナ1つをその人に貸してあげて、整理をさせていただいて、そこは空けていただくと。そして、利用していくというようなことで。

なかなか話を聞くと自分は必要ないんだけど、やはり親の物だからそう簡単には捨てられないという、そういう事情というのがやはり聞いてみるとあります。そうしているうちに、だんだんだんだん家が古くなって、もう使い物にならなくなる。

いよいよ壊さないとならないといったときに、これまた、荷物がいっぱい入っていてなかなか壊せないというような事情があるみたいですから、そういったことでどういった形で町として手を貸してあげられるかということのをいろいろ考えたんですけれども、コンテナに入れたらそのコンテナを収容する場所が必要でないかというようなことも出てくるかと思えます。

そういった中で、一時お預かりじゃないですけれども、そういうふうになって、これをずっと置かれると、これはまた、いろんな問題が出てきますので、一定程度、1年とは言いませんけれども、3年ぐらいは預かっていただいて、その間にやはり荷物の整理をしていただいてというふうにして、取りあえずはその家を空けていただいて、さきほど言いましたとおり、定住ですとか、そういうものに使わせてほしいという、そういう中でこの事業を進めていってはどうかというふうにちょっと考えましたので、これらが本当に可能かどうかというのは、なかなかいろんな問題があると思うんですけれども、ただ1つやはり言えることは、さきほど私が言いましたように、整理はしたいんだけどできないと。これは間違いのない事実だというふうに思うんですよね。

だから、なかなか自分で捨てることができない。人に捨ててもらえばいいのかもしれないけれども、それもなかなかできないというようなことで、「家を貸してほしい」というお話しをすると、物がいっぱい入っているの、整理をしていただければ貸しますというところもありますけれども、結局は貸すことができないというようなことで、だんだんだんだん古くなって行って、修理代が掛かって、貸せなくなってしまいうのが、今の現状かというふうに思います。

これだけじゃないんですけれども、以上私のほうでこの4点ほどちょっと考えてみましたので、新得町の活性化のためにぜひこの空き家空き地を有効に活用していくということが、今後の課題かなというふうに思いますので、ぜひ課題を整理する部分で検討委員会の中でもぜひ検討いただいて進めていただければなということで、もし町長の意見があればお聞きして、この問題については終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。いわゆる廃屋という意味でいけば、議員からお話しがあった、解体にかかる費用というのは、これからも継続をしていきたいなというふ

うに思っております。

その上で、必ずしも壊すだけがやはり活用でないというふうに思っております、今あるものをどう利用していくかというのはやはり議員もお話ししたとおり、最大の利活用の1つかなというふうに私自身も思っております。

その上で、今お話しがあった家財道具の問題と、私自身も何件かお話しを伺っております。やはり投げるに投げれないというのも相当あるというふうに聞いておまして、この辺の整理の方法として今、コンテナというお話もありました。

いずれにしても、所有者にやはり基本的にきちんとしてもらわなければ、なかなか前に進まないというのが現実でありますので、1つの方法としてコンテナというのも、アイデアかなというふうに思っております。

いずれにしても、地域のある意味財産を有効利用するというのは、われわれ行政としても同じように臨むべき立場にありますので、提案を含め、これからの中で議論させていただきたいと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひこの問題に、もともとそこに住んで、自分で家を建てて住んでおられてというかたでしたら、そういった整理もできると思うんですけども、その子どもさんというふうになると、なかなか整理がつかないのかなというふうな気もしますので、ぜひ何か手助けをしてやればなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

引き続き2項目目の、高齢者が安心して暮らせる町づくりについて、お話しをさせていただきたいと思えます。

2. 高齢者が安心して暮らせる町づくりを

「この新得に住み続けたい」と、そんな思いで本町に暮らしているかたがたくさんいるというふうに推察しています。

このようなかたが住み続けるための最大の問題は、冬の除雪対策だというふうに思っております。特に、高齢者にとっては、1年1年の経過とともに大変な状況というふうに思います。除雪さえなければもっと快適な生活ができるとの思いがあると推察するところでもあります。

さて、本町においても、除雪対策についてはこの間いろいろと議論や検討がなされ、また実施されてきております。除雪対策についてはボランティアによる除雪隊の派遣、町内会ボランティアによるものがあつたというふうに思っております。

利用者にとって満足のものとはなかなかないのが現状かなというふうに思っています。満足しているかたもおられるというふうに思いますけれども、なかなかすんなりという話も聞きますので、そこで3点についてお伺いしておきます。利用者の声、要望等を聞き、課題を整理して、除雪対策を再度考え直す考えがないか、お伺いをしたいと思います。

それは何だというふうな話になろうかと思えますけれども、なかなかやはりボランティアというか、私もそうですけれども、やってあげるほうは特に自分がやれる範囲内でやるわけですからそれはいいのですけれども、やっていただくほうにとっては、やはりなかなか申し訳ないという、そういう気持ちが先にかなり働いて、やはりそうすると何となくここに住んでいないほうがいいのかなというふうな気にもなるのではないかなというふうなことで、ちょっとお話しをさせていただいて。

1点目として、社会福祉協議会に委託している、町内会単位による除雪対策の実態はということで、どのくらい使われているのかということが、もし分かればお聞きしたいと思えますし、ボランティアの登録による取り組み状況はということで。

ボランティアとして登録はしていないけれども、町内会もそうですけれども、隣近所の人除雪をしてあげているという、そういう実態はあるかと思えます。

それから、町内企業を利用して対応している状況はどうなのかという、この3点についてお伺いをしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

年齢とともに降った雪の始末、また同時に行政で実施している除雪の雪の始末が大変であるという、そういう認識の上でお答えさせていただきます。

高齢者の在宅福祉対策であります除雪サービス事業についてであります。この事業は、町内に除雪、排雪可能な子どもが居住していない、おおむね70歳以上のひとり暮らし世帯、ならびに高齢者世帯、そして重度身体障がい者世帯のうち、町民税が非課税の世帯を対象に、降雪が20センチメートル以上のとき、玄関先から道路まで、必要最低限の範囲を除雪するものであります。

なお、費用については無料となっており、町から社会福祉協議会に委託して実施しているところであります。

実績としまして、平成26年度であります。実利用人数は46名、一シーズン延べ138名のかたの利用がありました。

また、町内会単位によります除雪対策の実態についてであります。新得町社会福祉協議会からの協力依頼により、平成26年度実績では、13の町内会におきまして19戸の対象世帯が数回の協力をいただいたところであります。

次に、ボランティア登録による取り組み状況であります。同じく平成26年度の実績であります。登録されている個人ボランティアは23名おきまして、同様に数回出動していただきまして、結果として延べ31人のかたの協力をいただいたところであります。

次に、町内企業を利用して対応している状況についてであります。同じく平成26年度の実績では、社会福祉法人厚生協会によりまして、2戸の高齢者宅に除雪協力をいただいたところであります。

今後の対策等についてであります。利用者からのニーズを踏まえながら、企業ボランティアの育成や町内建設業者などと連携をした除雪対策の検討を進めるとともに、町としても必要な支援を行い、除雪サービスの利用対象となる高齢者のかたがたが安心して生活できる体制を少しでも整えてまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁いただきました。今後も高齢者のかたが安心して生活できる体制を整えていただいただけという力強いお言葉をいただきましたけれども、もう少し議論をさせていただければなというふうに思えます。

本当に除雪、これは高齢者に限らず、町民全体のかたが大変だというふうに思っています。特に除雪車が除雪した後の雪の始末なんですけれども、これは重いですし、年齢に関係なく大変だなというふうに思っているわけなんですけれども、何かいい方法はないか

ということでもいつも考えているわけですがけれども、なかなかこれだというのはありません。

そこで、高齢者の世帯なんですからけれども、いろんな形で今、お世話をしているわけですからけれども、除雪は生活していく上で欠かせない仕事だというふうに思います。そこで町内会の人や、ボランティアのかたがやっただいて、さきほどもちょっとお話しをしましたけれども、「たいへんありがたい」と、「ありがたい。申し訳ない」という気持ちはず先にも働いて、「私がここに住んでいなかったら、皆さんにこんなに迷惑かけないのではないか」という、そういう思いの人もあります。全部とは言いませんけれども、そういうかたもいますので。

ボランティアさんが帰った後に、もう1回自分で広げたり、「もうここまででいいですよ」と、本当に必要なところだけ空けていただいて、「あとはもう自分でやります」というようなことで帰っていただいて、その後自分でやるというような状況があるかというふうに思います。

こういうことから、「本当にここに住んでいいのか」という、自分なりに思っている人もいるかというふうに思います。

そこで、そういう人たちのために、ではどういうことができるかということ、ボランティアは結構なんです。お金もいただかないでやっていただく、これはたいへんありがたいというふうに思うんですけれども、なかなかそれだけでは、費用の面だけではなかなか済まない問題だというふうに思います。

これは一定程度やはり本人にも負担をしていただきながら、企業ボランティアというお話もあったわけですからけれども、これ、企業のかたがなかなか、「そんなの、取り組めない」ということもあるかと思うんですけれども、やはりお金を出して、町もお金を出す、本人もお金を出して、企業のかたにやっていただいて、それが全然回らないということもあるかと思うんですけれども、そういうふうになると、意外とスムーズにというか、頼みやすいのではないかなというふうに。

ボランティアさんがいて、それから隣のおじさんが来てやったら、「申し訳ない、申し訳ない」と言いながら、何かお礼を持っていかないとかならないかというふうなことを考える人もいますから、そういうことを考えると、一定程度のお金を負担しながら、企業のかたにやっていただくというのが、意外とお願いしやすいのではないかなというふうに。

これは私だけが言っても、その企業のかたが「そんなことできない」ということであればできませんけれども、ぜひそういう体制づくりというのをちょっと考えていただいたらどうかなど。

これは、行政のほうでやはりある程度、指導というか、先頭に立ってやっていただかなければ、なかなか進まないのかなというふうに思っていますので、そういったかたもいるというようなことで、ぜひこの除雪対策を考えていただければなど。

どこまでやればいいのかというようなことにもなるかと思いますが、まだ未確認ですが、どこかの町で除雪車が通った後に、再度各家というか、そういったところの除雪をして歩くかたを企業に委託しているというようなお話もちらっと聞いたような気もするので、まだ確認しておりませんので、それが可能かどうか分かりませんが、

そういうことが本当にできるのかどうなのかも含めて、例えばそれがお年寄りだけと

言ったら、それはまたどうやって選んでいくのかという、いろんな問題があるかと思えますけれども、ちょっと時間はかかるかと思えますけれども、町の除雪車をちょっと何台か増やしていただいて、その中で時間がかかっても、1回余計に押ししていただけないかというのもひとつかなというふうに思いますので、ぜひ考えていただければなというふうに思いますので、私も除雪を担当していたこともありますので、その辺はなかなか難しいなというふうには思いますが。

こういった今、高齢のかたがどんどんこの町に住んでいただいて、「新得に住んでよかった」というふうに思っているには、そういった手厚いというふうになるかどうか分かりませんが、そういったのも必要かというふうに思っていますので、ぜひ考えていただいて、難しい問題だというふうに思っていますので、町長、何か考えておられれば、最後に伺って終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時45分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時47分)

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 長野議員から話があった問題でありますけれども、あるかたとお話しをする機会がありました。このかたは、冬の時期以外に新得に来ているかた、それからふるさと会のかたでありますけれども、やはり北海道の雪、それから寒さというものについて若干のやはり抵抗感があるという、そんな話をいただいております。

その上で、地域で生活しているわれわれにしても、やはり雪の問題というのは大きな課題の1つかなというふうに思っております、どこまで知恵の出し合いができるか、これからの課題かもしれませんけれども、なるべく早い段階で少しでもそういう不安がなくせるような対策というものを実施できるように努力をしていきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ一緒に考えていただければなというふうに思っています。

ここで1つ、お話しをしておきたいと思うんですけれども、除雪が大変だから、それではコンパクトシティというか、そういった中で、町の中にお年寄りに住んでいただくような施設、これはそういうのもあってもいいというふうに私は思っている。

ただ、やはり自分の家で生活をしたいという人がいるということも頭に置いて、除雪対策というのはやっていかなければならないかなというふうに思っています。

これは、私の町内会でもそうですけれども、公営住宅やなんかでしたら、公営住宅から道路までの除雪を歩ける部分をボランティアさんでもいいと思うんですけれども、さきほど言いましたやはり個々の家になると、その除雪というふうになると、今言われたように相当重い雪が寄せられてしまうという。

そういった中で、ではどうしてこうかというふうになるかと思うんですけれども、それはなかなか解決する道はないかと思えますけれども、何回も言うようなんですけれども、やはりそこに住み続けたいというか、その地域にいたいと。だけれども、この問題が解決しないとなかなかいられないということも現状としてあるということを考えていた

だいて、検討していただければなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。
以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

[佐藤幹也議員 登壇]

◎佐藤幹也議員 1項目質問します。屈足地区における地域創生専従職員の配置についてであります。

1. 屈足地区における地域創生専従職員の配置について

平成21年、行政主導で屈足地区活性化座談会が行われ、その後、6年が経過した今年、再度、屈足地区活性化検討懇談会と称して、6回の会議が計画され、先日、5回目が開催されましたが、出席者が少なく提言までの結論には至らなかったと聞いております。

「このままでは地域が衰退してしまう、どうにかしなければいけない」という思いで立ち上げられましたが、現状ではなんら進展がありません。

そこで、提案であります。このままでは5年、10年があつという間に過ぎてしまいます。近い将来、消滅する町にあげられている新得町。歯止めが利かない人口減に対して、危機感を持って、あらゆる角度から対策を講じることが急務と考えます。

まずは屈足地区において、地域の活性化、移住・定住促進等の施策立案を専門的に行う地域創生専従職員の配置を提案いたします。町長の考えをお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

屈足地域の活性化につきましては、平成21年の屈足地域活性化懇談会に引き続き、本年3月に農業・商工・町内会・女性の会・福祉の各関係者と一般のかた、さらに屈足に移住されて来られたかたの14名の委員によります屈足地区活性化検討懇談会を立ち上げ、これまで5回の懇談会を開催してまいりました。その結果、10月に提言を取りまとめる運びとなっております。

平成21年の提言に基づき開催されている軽トラ市は、現在も継続して、毎年開催をしております。軽トラ市は、屈足地域住民のみならず広く浸透しており、休日の町中の人出も多少なりとも増え、地域活性化の一役を担っていただいております。あらためてご協力をいただいている出店者の皆様方がたに感謝をするところでもあります。

お話しのあります人口減少問題に関しましては、議員もご承知のとおり、全国的な課題でもあり、本町においても現在進めております第8期総合計画におきまして、住環境の整備や移住定住の促進など人口問題解決に向けて計画に盛り込み、取り組みを進めていくところであります。

ご提案のありました屈足地区に地域の活性化に向けた地域創生の専従職員配置につきましては、限られた財源の中で、さらに正職員の配置をしていくのはなかなか難しいというふうに判断をしております。

われわれ行政は、この間いつも話をしているとおり、地域の生活を支えるために、私どもが存在しているわけでありまして。

一般論であります。支所の職員を含め、全職員が地域創生の専従職員と同じというふうに考えておきまして、今後も創意工夫を重ねながら、地域振興を図るために努力を

していきたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 職員の配置は難しいというご答弁でありましたけれども、屈足支所の業務の多忙を考えますと、現体制では地域活性化に向けた十分な取り組みができないのではないかというふうに思うわけであります。

専従職員を配置して、住民をリードしていく姿勢を見せていただきたいと、そのように思うわけであります。

3年をワンスパンとしてあらゆる世代の意見を聴取し、地域住民と触れ合い、企画・立案、各課との連携を図ることにより、人材育成にもつながるのではないかというふうに考えるわけであります。どうでしょうか、お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 提案の趣旨は十分分かりました。さきほど限られた財源というお話しをさせていただきました。現実にはやはり職員全体の中でも、相当組織として絞り込んできているのが現状でありまして、そういった中において、議員からの提案に答えられるよう、なかなかさきほどもお話ししたとおり、厳しいものがあるかなというふうに思っております。

しかし、住民をリードしていくという、そういった意味では十分お話しした趣旨というのは理解するところでありまして、そういった形で地域住民をリードしていく、そういった人を地域の中に存在させるか、いろんなことを考えながら対応していきたいなというふうに思っております。

1つの例でありますけれども、地域おこし協力隊というものをさきほどの話の中でもありましたけれども、そういったかたがふさわしいかどうかも含めて、何かしらの対応というものを考えていきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 いずれにしても、このようなことに対して危機感を持って、早急に対応していただきたいと、このように思うわけであります。

今、地域おこし協力隊の配置というようなご回答もありましたけれども、それと同時に屈足支所の体制の見直しというようなことも含めまして、地域創生に向けた取り組みが加速されるように期待して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。さきほども話したとおり、われわれ職員一丸となって、申し訳ないですけれども、屈足だけの問題でなくて、全町的にやはり考えていかななくてはならないというふうに思っております。実際考えているというふうに自分自身で認識しております。

しかし、なかなか具体的な成果が表れないということで、きっと議員からもそういうお話しがあったのかなというふうに思っております。その上で、さきほどお話ししたとおり、やはり地域をつくっていくものと、われわれ行政もある意味リーダーシップを担った中で、当然やっていかなければならない部分というのは、多々あるかなと思っておりますけれども。

しかし、やはり地域に生活するものが一番力を出していただいた上で、逆に行政の尻

をたたくような、そういった地域づくりというものも、また1つの形かなという、そんな認識を持っておりまして、ぜひわれわれも努力をしていきます。

あらためて地域からもぜひ努力をしていくというような、そういった声がかからも挙がること、ぜひ議員の立場からお願い申し上げまして、われわれも努力をしていくということは重ねて申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上であります。

[佐藤幹也議員 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時10分までといたします。
(宣告 1 1 時 0 1 分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。
(宣告 1 1 時 1 1 分)

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。
[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 通告に従いまして、私からは学力テストについてお伺いしていきたいと思っております。

1. 平成27年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」について

2007年から毎年、小学6年生と中学3年生を対象に学力状況の把握、これに基づく指導方法の向上を目的とした全国学力・学習状況調査が行われております。先日、今年度の調査結果が大きく新聞報道されたところでございます。

北海道では、道教育委員が掲げた全国平均点以上の目標は残念ながら達成できませんでした。本町におきましては、小学生はさらに道の平均点以下という結果となり、たいへん残念に思っております。この学力の開きをどのように受け止め、上位校との違いは何であるとお考えなのか。

また学力だけではなく、学習状況調査も踏まえて対策を講じていく必要があると考えております。そこで2点お伺いいたします。

この結果を受けて、今後の教育に生かすため、本町ではどのように役立てていくお考えなのか。また、土曜授業や全町教育で児童に対する取り組みだけでなく、秋田などの上位校の先生と一緒に教育環境対策など取り組むことができないのか、お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浦山教育委員長。
[浦山兼一教育委員長 登壇]

◎浦山兼一教育委員長 湯浅真希議員のご質問にお答えいたします。

文部科学省は、全国学力・学習状況調査の結果について8月25日に公表いたしました。本年度も小学校6年生、中学校3年生の全児童生徒を対象として、教科に関する調査では、国語と算数、数学に理科が加えられ、主として知識に関する問題と活用に関する問題が出題されました。

併せて、児童生徒と学校に対する生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査が行われています。

調査の結果につきましては、北海道においては、全ての教科で全国平均正答率を下回るという結果となっております。

また、町内の小学校の結果では、昨年は、国語の知識に関する調査、活用に関する調

査、算数の活用に関する調査で、全国、全道の平均正答率を上回っていましたが、今年度は国語、算数ともに全国、全道平均を下回る結果となりました。

理科については、全国平均は下回りましたが、全道平均は上回る結果となっております。

中学校では、昨年は国語において、全国、全道平均を下回りましたが、今年度は理科を含めた全教科において、全国、全道平均を上回る結果となっております。

ご質問の1点目であります今後の取り組みについてであります。教育委員会ではこの調査結果を受け、学校長に対し、学校での間違いが多かったところや弱かったところについて分析し、指導内容や指導方法等の学校改善プランの見直しを指示しております。

また、児童生徒が間違ったところなどを学習させ、基礎、基本を確実に身に付けた上で、卒業できるよう指導をしております。

教育委員会としては、教科における調査や質問紙調査の結果について、詳細な分析を行い、その結果を踏まえ、学校と連携、協力を図り、学力の向上につなげていきたいと考えております。

次に学校での取り組みですが、朝読書やドリル学習の実施、反復学習による基礎、基本の確実な定着を図るとともに、家庭との連携による望ましい家庭学習の習慣を身に付けさせる取り組みを進めておりますが、今回の調査を踏まえ、授業の改善や学習環境の整備により一層努めてまいります。

次に2点目の質問になりますが、本町においては、子どもたちの学力向上対策の1つとして、平成23年度から全町民参加による「全町教育」の運動を進めています。

この運動では、学校教育と地域住民を含めた社会教育が連携を図り、学校や地域において「人とのふれあい」や「さまざまな体験活動」を取り入れた活動を積極的に進める中から、「学ぶ意欲」や「考える力」などを育み、また「知的好奇心」を高めることなどを目的の1つとしています。

また、土曜授業につきましては、平成26年度から新得小学校で実施しており、全町教育の趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域が役割分担をしながら授業を行うことにより、子どもたちに土曜日の豊かな教育環境を提供しております。

これらの取り組みにより「楽しいから勉強する」といった意欲を高め、学習に主体的に取り組んでいく子ども、後伸びする学力を身に付けた子どもを育成したいと考えております。

議員からの秋田県などの上位校の取り組みを参考にしているというご意見ですが、国からも授業の実践例が提供されることになっておりますので、校長会などとも協議の上、学力向上に向け参考とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

[浦山兼一教育委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ありがとうございます。さまざまな取り組みをされていますので、学力テストの結果、順位だけでなく、学習状況調査のほうもしっかりと分析して、児童には自信を持って学習意欲を高めていけるように、私たちもサポートしていく必要があると考えております。

今後ですが、道教育委員会では管内別の結果、分析を含めて、11月に発表される予定です。公表につきましては賛否両論あるようですが、本町では広報などで公表する予定

はありますでしょうか。

それと、全町民参加による全町教育とのことですが、これからの具体的な取り組みがございましたら、お伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 齊藤教育長。

◎齊藤仁教育長 お答えいたします。全国学力学習状況調査の結果の公表につきましては、国では平成26年度から、市町村が学校名を明らかにした公表を行うこと、都道府県が市町村の同意を得た上で同様の公表を行うことができるとしております。

本町におきましては、この調査の測定ができるのは、学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないこと、公表することで序列化や過度の競争につながる恐れがあることから、学校名などの公表はしておりませんが、保護者や地域住民の皆さんに対する説明責任を果たすため、町内の学校全体としての全道、全国平均との状況や、各教科の結果がどのような傾向にあるか、今後の改善計画を含め、広報等でお知らせしたいと考えております。

それから2点目の、全町教育の具体的な取り組みでありますけれども、全町教育の事業としては、夏期、冬期休業中に「なかよし学習塾」を開催しております。

地域のボランティアのかたがたが中心となり、算数の学習では、子どもたち一人ひとりの分からないところや苦手なところを指導するとともに、集団遊びや体験活動を通じて、異学年や学校間の交流を図ることを目的としております。

また今年度から、全町教育推進本部に学校連携会議を設け、その下部組織として教育課程部会、学力向上部会を設置しております。

各部会につきましては、小中高の教職員が主催となって運営されており、各学校の連携のもと、全町教育の継続的な取り組みや学力向上に向けた方策がより一層推進されることを考えております。以上です。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ご答弁ありがとうございます。全町教育のコンセプトと学力テストとは相反するところもあるかと思いますが、社会に出れば難しい問題に直面することもございますので、そういったことにどうやって向き合っていくのか、環境調査の結果なども参考にしながら、精神的な強さや優しさも育めるような取り組みもぜひ全町教育にはお願いして、私からは以上とさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

◎菊地康雄議長 齊藤教育長。

◎齊藤仁教育長 お答えいたします。子どもたちの学力向上を図るということは、子どもたち一人ひとりが、社会で自立していくために必要な最低限の学力を身に付けることであると考えております。

今回、調査結果が出ましたので、その詳細を分析させていただいて、学校、家庭、地域と連携をしながら、全町教育、学力向上に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[湯浅真希議員 降壇]

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

[村田博議員 登壇]

◎村田博議員 障がい児支援に対する利用者負担軽減について。

1. 障がい児支援に対する利用者負担軽減について

6月の一般質問で貴戸議員の「子ども発達支援センターの拡充を」という質問がありましたが、私もお願いしたいと思ひ質問させていただきます。

私からは障がい児の支援事業に対する利用者負担です。

現在、本町においては、障がい児に対する支援事業としては、町の発達支援センターが実施している個別の療育や、NPO法人ちいさな手が実施している日中一時支援事業などがあります。

特に日中一時支援事業は、1回あたりの利用時間や障がいの程度区分により、利用者負担が発生しております。

このことから安心安全に暮らせる障がい者に優しいまちとして、負担をなくしてもらいたいという障がい児を持つ親の希望があります。私もそう思いますが、町長のお考えを伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 村田議員のご質問にお答えいたします。

障がい者の日中一時支援事業についてであります。この事業は、障がい者総合支援法に基づき、障がい者および障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい者などの家庭の就労支援および障がい者などを日常的に養育している保護者の一時的な休息時間を確保することにより、身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とした事業であります。

平成26年度の利用実績としましては、5人のかたが延べ556回利用されております。

この事業は、障がい者の地域支援事業として、利用されるかたは、ルールに基づいて決められた事業費の1割を負担していただいているところであり、総事業費のうち、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1を負担している制度であります。

事業費は、支援する時間、障がいの程度区分により設定されており、利用者負担にも月ごとに上限があり、上限につきましては、家庭の所得に応じて4つの区分が設定され、所得割28万円未満の市町村民税課税世帯の通所利用では4,600円、入所利用では9,300円、所得割が28万円以上の市町村民税課税世帯は一律3万7,200円となっており、生活保護世帯および市町村民税非課税世帯については0円というふうになっております。この制度上だけの利用者の負担可能な額というふうな認識を持っているところであります。

しかしながら、子育て全般に関して、経済的、精神的、身体的負担については、相当なものというふうな認識をしております。とりわけ障がい児を育てていくことはたいへん苦労される上、費用についても相当という認識を持っておりまして、今後につきましては保護者のかたの声、近隣市町村の状況等を見極めながら、次の世代を担う子どもたちのために必要な支援策につきまして、検討してまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 病院に年に何回も通いますので病院代、また交通費、また宿泊費と、いろいろと負担がかかります。でも前向きに検討くださいますとありがとうございます。

十勝管内の市町村によっては、日中一時支援事業の利用者負担額を無料としているところもあります。また、子育て支援の観点でいくと、保育料を無料化している市町村も

あります。

本町においても、これらの次世代を担う子どもたちのために子育て支援を充実させていく一環として、障がい児に対するサービス利用に際して、負担の無料化を1日でも早くお願いしたいと思っております。町長の考えをお願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。自治体によっては、議員がお話しをされた状況というものを理解しております。また給食費についても、そういう事例も見受けられまして、各町村長、それぞれ頭を悩ませているのも現実でありまして、最後はやはり子育て世帯の所得がどういう状況にあるのかというのは、やはり一番のポイントになってくるかなという、そんな認識を持っておりまして、あまり経済的に平均値までいかない世帯も多々見受けられるというのも現実かなというふうに、そんな思いもありまして、どうしていけば少しでも経済的な負担が緩和できるのか、極めて悩ましいところでありまして。

しかし、さきほど話がありました次の世代を担う子どもたちのためにも、行政としても支援というのは、必要性については十分認識しておりまして、最後はバランスの問題かなというふうに思っております。

なるべく議員からの提案に応えられるように、努力はしていきたいなというふうに思っておりますけれども、最終的に財政問題も含めて、これは総合的に判断をさせていただいた上で、なるべく早い段階で行政としての施策というものを打ち出せるよう、努力をしていきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 どうもありがとうございます。1日も早い無料化をお願いいたして、以上で終わります。どうもありがとうございました。

[村田博議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月16日の1日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、9月16日の1日間、休会することに決しました。

◎散会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時32分)

平成27年第3回新得町議会定例会（第3号）

平成27年9月17日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第64号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第65号	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第66号	平成27年度新得町一般会計補正予算
4	議案第67号	議員派遣の件
5	認定第1号	新得町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査結果報告書
6	認定第2号	新得町水道事業会計決算特別委員会の審査結果報告書
7	意見案第7号	審査結果について
8		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 平成27年度新得町一般会計補正予算

議案第67号 議員派遣の件

認定第1号 新得町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査結果報告書

認定第2号 新得町水道事業会計決算特別委員会の審査結果報告書

意見案第7号 審査結果について

閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番	長 野	章	議員	2 番	村 田	博	議員
3 番	湯 浅 佳	春	議員	4 番	佐 藤 幹	也	議員
5 番	貴 戸 愛	三	議員	6 番	若 杉 政	敏	議員
7 番	湯 浅 真	希	議員	8 番	廣 山 輝	男	議員
9 番	柴 田 信	昭	議員	10 番	吉 川 幸	一	議員
11 番	高 橋 浩	一	議員	12 番	菊 地 康	雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教 育 委 員 会 委 員 長	長	浦	山	兼	一
監 査 委 員	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	長	田	中	透	嗣
総 務 課 長	長	武	田	芳	秋
地 域 戦 略 室 長	長	佐	藤	博	行
町 民 課 長	長	渡	辺	裕	之
保 健 福 祉 課 長	長	坂	田	洋	一
施 設 課 長	長	鈴	木	隆	義
産 業 課 長	長	鈴	木	義	夫
児 童 保 育 課 長	長	鈴	木	貞	行
産 業 課 長 補 佐	佐	福	原	浩	之
産 業 課 長 補 佐	佐	佐	々 木	隼	人
屈 足 支 所 長	長	金	田		将
出 納 室 長	長	木	村	秀	光
庶 務 係 長	長	小	林	健	利
財 政 係 長	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	長	斉	藤	仁
学 校 教 育 課 長	長	石	塚	将
社 会 教 育 課 長	長	岡	田	徳
				彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 初 山 一 也

○職務のため出席した議会議務局職員

事 務 局 長 西 山 喜 代 司
書 記 菊 地 克 浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第3号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第64号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 議案第64号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由であります。次のページに記載しておりますが、平成25年度、平成26年度における学校給食費保護者負担金等、いわゆる学校給食費に関する一連の不適切な事務処理に関して、給食費を負担いただくかたはもちろんのこと、町民のかたがたに公金の取り扱いに対して、不信を生むようなことを起こしてしまった結果責任を明らかにするために、給与の減額措置を講じようとするものであります。

前のページに戻っていただきまして、減額の内容ですが、町長、副町長、それぞれ給与月額10パーセントを1カ月減額するものであります。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するものであります。

このような結果になりましたこと、心よりおわび申し上げますとともに、今後は給食費に限らず公金の取り扱い、また行政事務全般にわたりまして、緊張感を持って執行に臨み、信頼回復に向け努力をしていく所存であります。

あらためて町民の皆様がたに心よりおわびを申し上げます。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第65号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤教育長。

[斉藤仁教育長 登壇]

◎斉藤仁教育長 議案第65号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、平成25年度および平成26年度学校給食費保護者負担金等にかかる一連の不適切な事務処理に関し、町民の皆様に対しまして、ご迷惑をかけた責任を明らかにするため、給与の減額措置を講じようとするものであります。

前のページに戻りまして、改正内容であります。私の給与月額の10パーセントを1カ月間減額するものであります。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するものであります。

このようなことになりまして、深くおわび申し上げます。

今後、このようなことが起こらないようチェック体制の強化を図るとともに、学校給食の信頼回復に努めてまいります。

よろしくご審議をお願いいたします。

[斉藤仁教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第65号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第66号 平成27年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第66号、平成27年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第66号、平成27年度新得町一般会計補正予算、第7号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582万9,000円を追加し、予算の総額を81億6,934万2,000円とするものでございます。

5ページの歳出をお開きください。

2款、総務費の一般管理費、19節、負担金、補助及び交付金では、社会保障・税番号制度のセキュリティ対策として、共同で運用している既存のネットワークシステムを基幹系と情報系に分離するため、自治体情報システム協議会負担金を増額してございます。

10款、教育費の公園・スキー場管理費、18節、備品購入費では、サホロリバーサイドパークゴルフ場券売機故障のため、新たに備品購入費を計上してございます。

4ページ、歳入を御覧ください。

10款、地方交付税では、交付額の確定に伴い、今回、財源調整分のみ普通交付税を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第66号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第67号 議員派遣の件

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第67号、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

◎日程第5 認定第1号 新得町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査結果報告書

◎菊地康雄議長 日程第5、認定第1号、平成26年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査結果報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎菊地康雄議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査結果報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、平成26年度新得町各会計歳入歳出決算認定について、これを認定することに決しました。

◎日程第6 認定第2号 新得町水道事業会計決算特別委員会の審査結果報告書

◎菊地康雄議長 日程第6、認定第2号、平成26年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査結果報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎菊地康雄議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査結果報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎菊地康雄議長 挙手多数であります。

よって、平成26年度新得町水道事業会計決算認定について、これを認定することに決しました。

◎日程第7 意見案第7号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第7、意見案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第7号を採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

- ◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。
-

◎日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

- ◎菊地康雄議長 日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。
お諮りいたします。
各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。
-

◎閉会の宣告

- ◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成27年定例第3回新得町議会を閉会いたします。
(宣告 10時13分)
-